

# 修繕共通仕様書

## 1 総則

### (1) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合、特記のない場合または疑義が生じた場合には、担当係員と協議する。

ただし、軽微なものについては担当係員の指示に従う。

### (2) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器および材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は担当係員の指示に従う。

### (3) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの以外はすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理し、担当係員に報告する。

## 2 作業予定表

毎日の作業予定は作業前に作業内容、作業予定人数等を記入して提出する。

## 3 現場監理

### (1) 施工中の安全確保および環境保全

施工に伴う災害の防止ならびに騒音・振動等の影響が生じないように周辺環境の保全に努める。

また、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、「火気使用願」を提出し、担当係員の立会いを受ける。

### (2) 作業時間

作業時間は原則として9時から17時とする。

ただし、作業上一般事務に支障をきたすと担当係員が認めた場合は閉庁日作業とする。

### (3) 養生

既存施設部分、修繕目的物の施工済み部分等について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。

### (4) 整理清掃跡片付け

修繕に際して、当該修繕に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

## 4 機器及び材料

### (1) 機材の搬入

機材の搬入にあたっては、機材及び建築物その他設備に損傷を与えないよう留意し、適宜これらを養生しながら行う。

建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

### (2) 機材の検査

現場に搬入した機材は、種別ごとに担当係員の検査を受ける。

### (3) 機材の色等

機材の色等については担当係員の指示を受ける。

## 5 施工

### (1) 施工

施工は、設計図書等に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

### (2) 施工の立会い等

作業を行う場合、担当係員の立会いを受ける。

また、施工にあたって、はつり等で建築物又は工作物等に現状変更等の必要のある場合は、担当係員の承諾を受けるとともに担当係員の立会いを受ける。

### (3) 施工の検査等

一工程の施工を完了したときまたは担当係員により指示された場合は、担当係員の検査を受ける。

また、施工後に検査が困難な箇所を施工する場合並びに担当係員が特に指示する場合は、担当係員の立会いおよび検査を受ける。

## 6 検査及び提出図書

### (1) 竣工検査

修繕が完了したときは、担当係員の竣工検査を受ける。

### (2) 提出図書

- |           |    |
|-----------|----|
| ①完了報告書    | 1部 |
| ②修繕写真     | 1部 |
| ③その他必要なもの | 1部 |

## 7 その他

図面及び特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(最新版)によるものとする。